

沖縄防衛局達第16号

沖縄防衛局建設工事公正入札調査委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局建設工事公正入札調査委員会の設置に関する達

改正 平成21年 4月1日沖縄防衛局達第3号
平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号
平成29年4月1日沖縄防衛局達第1号

(設置)

第1条 沖縄防衛局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項による建設工事をいう。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙に定める技術業務をいう。）（以下「建設工事等」という。）に関し、入札及び契約の公正を期し、談合の疑いに関する情報があった場合又は入札手続の過程において談合の疑いが生じた場合に、より的確な対応を行うため、沖縄防衛局に沖縄防衛局公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。（所掌事務）

第2条 調査委員会は、建設工事等に関し、入札談合の疑いに関する情報があった場合又は入札手続の過程において談合の疑いが生じた場合に次の事務をつかさどる。

- (1) 建設工事等に係る入札談合に関する情報の内容の把握及び信憑性の調査に関すること。
- (2) 入札参加者が提出した工事等の内訳明細書等の点検により談合の疑いが生じた場合の内容の把握及び信憑性の調査に関すること。
- (3) 再度入札における順位不動の状況により談合の疑いが生じた場合の内容の把握及び信憑性の調査に関すること。
- (4) 「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第15572号。27.10.1）の別添「工事等に係る談合情報等対応マニュアル」の第2章第2項に基づく手続により対応することが適切か否かに関する審議及び適切と判断した場合におけるその手続の適正な実施に関すること。
- (5) 入札の執行、延期又は取りやめ、契約締結等の可否についての審議に関すること。
- (6) 防衛局長に対する調査及び審議に関する報告に関すること。
- (7) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(構成等)

第3条 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。
- 3 委員は、沖縄防衛局次長、総務部長、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長及び業務課長並びに委員長が指定する者をもって充てる。
また、所掌に応じ、名護防衛事務所長をもって充てる。
- 4 前項に定める者のほか、委員長は、調査委員会の事務を処理するため、調査対象案件に応じて隨時積算担当課長を委員に指名することができるものとする。

(会議)

第4条 調査委員会は、必要に応じて隨時委員長が会議を招集するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、回議をもって会議に代えることができるものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、契約課で処理する。

(雑則)

第7条 この達に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

この達は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日沖縄防衛局達第1号)

この達は、平成29年4月1日から施行する。